

農業改良資金制度運用基本要綱

平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知
改正 平成16年8月1日付け16経営第2273号
改正 平成18年3月30日付け17経営第7253号
改正 平成19年3月30日付け18経営第7231号
改正 平成20年9月3日付け20経営第2943号
改正 平成20年10月1日付け20経営第3517号
改正 平成21年7月1日付け21経営第1532号
改正 平成22年8月13日付け22経営第2387号
改正 平成23年2月28日付け22経営第6343号
改正 平成23年11月21日付け23経営第1952号
改正 平成24年8月30日付け24経営第1411号
改正 平成25年4月1日付け24経営第3553号
改正 平成26年4月1日付け25経営第3633号
改正 平成27年4月1日付け26経営第3289号
改正 平成28年4月1日付け27経営第2700号
改正 平成29年3月31日付け28経営第3060号
最終改正 令和2年3月30日付け元経営第3160号

目次

第1 趣旨

第2 貸付資格の認定

- 1 農業改良措置に関する計画
- 2 認定基準

第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

- 1 貸付対象者
- 2 貸付金の限度額
- 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
- 4 農業改良資金の内容
- 5 融資を行う機関
- 6 貸付けの手続
- 7 支払の猶予

第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

- 1 貸付対象者
- 2 貸付金の限度額
- 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
- 4 農業改良資金の内容
- 5 融資を行う機関
- 6 貸付けの手続
- 7 支払の猶予

第5 業務の委託

第6 転貸契約

第7 政府が行う利子補給

- 1 日本公庫に係る利子補給契約
- 2 利子補給率
- 第8 その他
- 第9 納付金の納付手続等
- 様式1 農業改良資金貸付資格認定申請書
- 様式2 削除
- 様式3 農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書
- 様式4 農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について
- 様式5 農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について
- 様式6 農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）
- 様式7 農業改良資金利子補給契約申込書
- 様式8 資金の調達実績報告書
- 別記1 農業改良措置の判断基準（例）
- 別記2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣が定める基準」
- 別記3 農業改良資金利子補給契約約款
- 別記4 平成22年法改正に伴う貸付事業の終了に係る政府への納付金の納付手続等

第1 趣旨

この要綱に基づく措置は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）に基づき、農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の農業改良資金の貸付けを行うとともに、当該資金の貸付けを行うときには、政府は公庫に対して必要な利子補給金を支給することにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資することを目的とする。

さらに、この農業改良資金の貸付けについては、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（日本公

庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。)をいう。以下同じ。)にも貸付けを行うことができるため、この認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する貸付けを通じ、農業者の経営の改善を図ることを目的とする。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び農業改良資金融通法施行規則(平成14年農林水産省令第57号)で定めるところであり、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。)の第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、都道府県知事(以下「知事」という。)は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 認定中小企業者が作成する計画

農商工等連携促進法第12条第1項の規定に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

(3) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置(米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。)が含まれる場合には、知事は、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定生産製造連携事業計画」という。)及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

(4) 促進事業者が作成する計画

六次産業化法第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金(法第2条に規定する農業改良資金(法(農商工等連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。))の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸付資格を認定するものとする。(別記1参照)

なお、当該認定に当たって留意すべき事項は、経営局長が別に定めるところによるものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）によって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(5)及び第4の4の(1)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること
- ② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること
のいずれも満たさなければならない。
- ③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(6)において同じ。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な

な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要の機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)及び第4の4の(3)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、第4の1に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。

- (1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）第5条第1項の認定農業者（持続農業法第5条第2項の認定導入計画に従って持続農業法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式（以下「持続性の高い農業生産方式」という。）を導入する場合に限る。）
- (2) 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- (3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従って農林漁業バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (4) 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受

けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）

- (5) 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）

2 貸付金の限度額

- (1) 個人 5,000万円
(2) 法人・団体 1億5,000万円

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

- (1) 貸付金は、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、それぞれ下表に定める年数以内とする。

貸付内容	償還期限（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
持続農業法第6条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
農商工等連携促進法第12条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内

- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）の「農林水産大臣が定める基準」は、別記2のとおりとする。

4 農業改良資金の内容

法第6条第1項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
(2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
(3) 家畜の購入又は育成に必要な資金

- (4) 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (5)から(10)までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

5 融資を行う機関

公庫又は法第3条第1項第2号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

6 貸付けの手續

貸付けに係る手續は、資金基本要綱第3に定めるもののほか、(1)及び(2)に定めるところにより、貸付資格の認定を受けるものとする。

(1) 知事に対して直接貸付資格の認定の申請を行う場合

貸付けを受けようとする者が、貸付資格の認定の申請を知事に対して直接行う場合にあつては、以下のとおりとする。

ア 貸付けを受けようとする者は、様式1により、知事に対して当該認定の申請を行うものとする。

イ 知事は、アの申請を受けた場合は、速やかに、当該申請書の写しを公庫（アにより申請書を提出した申請者が融資機関からの融資を希望する場合にあつては、公庫及び当該融資機関。ウにおいて同じ。）に送付するものとする。

ウ 知事は、アにより申請書を提出した申請者及び公庫に対し、アの書類の受付から原則として3週間以内に、様式3及び様式5により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない

理由がある場合には、この限りでない。

(2) 公庫又は融資機関経由で貸付資格の認定の申請を行う場合

貸付けを受けようとする者が、貸付資格の認定の申請を公庫又は融資機関経由で行う場合にあつては、以下のとおりとする。

ア 貸付けを受けようとする者は、様式1により、公庫又は融資機関に当該認定の申請書を提出するものとし、当該申請書を受け取った公庫又は融資機関は、様式4を添えて当該申請書を知事に提出するものとする。

イ 知事は、アにより申請書を提出した公庫又は融資機関に対し、アの書類の受付から原則として2週間以内に、様式3及び様式5により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

ウ 公庫又は融資機関は、イにより受け取った様式3による当該認定の審査結果の通知書を、貸付けを受けようとする者に送付するものとする。

7 支払の猶予

償還金の支払の猶予については、公庫の定めによるものとする。

第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

- (1) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う認定中小企業者
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等
- (3) 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
- (4) 次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。

ア 金融保険業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。）を営む場合

イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6か月を経過していない場合

ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合

エ 許認可及び登録等を必要とする業種にもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

2 貸付金の限度額

貸付金の限度額は、公庫が定める額とする。

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限及び据置期間は、下表に定める年数以内でそ

それぞれ公庫が定める年数とする。

貸付対象者	償還期限（据置期間）
認定中小企業者	12（5）年以内
認定製造事業者等	12（3）年以内
促進事業者	12（5）年以内

4 農業改良資金の内容

(1) 認定中小企業者に対して貸し付ける場合

認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれることのいずれも満たさなければならない。

③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

(2) 認定製造事業者等に対し貸し付ける場合

認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第4条の「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

(3) 促進事業者に対して貸し付ける場合

促進事業者に対する貸付けについては、支援先の農業者等が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物の生産又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産

物等全体の調達量に占める支援先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

5 融資を行う機関

公庫又は融資機関とする。

6 貸付けの手続

貸付けを受けようとする者の基本的な手続は、次のとおりとし、その詳細については、公庫の定めによるものとする。

(1) 貸付けを受けようとする者は、公庫が別に定める様式により、公庫又は融資機関に借入れの申込みを行うもののほか、貸付資格の認定を受けるものとする。

(2) (1)の場合における貸付資格の認定については、第3の6の(1)及び(2)を準用する。この場合において、これらの規定中「様式1」とあるのは、「様式6」と読み替えるものとする。

7 支払の猶予

償還金の支払の猶予については、公庫の定めによるものとする。

第5 業務の委託

農業改良資金の貸付けの業務に係る委託については、公庫の定めによるものとする。

第6 転貸契約

法第3条第1項第2号の規定に基づき農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し、公庫が農業改良資金の貸付けの業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行う場合には、公庫と当該融資機関との間において転貸契約を締結して行うものとする。

第7 政府が行う利子補給

1 日本公庫に係る利子補給契約

(1) 法第9条第1項に規定する利子補給契約は、別記3「農業改良資金利子補給契約約款」（以下「約款」という。）により締結することとし、日本公庫は約款を承諾の上、農林水産大臣に対しその契約の申込みをするものとする。

(2) 農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）第2条の規定に基づき日本公庫が農林水産大臣に提出する契約申込書は、様式7によるものとする。

なお、当該契約申込書に記載すべき当該年度における農業改良資金の貸付予定額等に関する国の予算上の措置事項については、毎年度当初に示すこととする。

2 利子補給率

- (1) 利子補給金の額は、法第9条第4項において、利子補給契約に係る貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とすることとされているが、この農林水産大臣が定める利率については、別途告示により定めるものとする。
- (2) 公庫は、第1四半期及び第3四半期の末日から7営業日以内に、貸付けに係る長期資金の当該四半期及び当該四半期の前四半期の調達実績（日本公庫にあっては株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第3条第2号に掲げる農林水産業者向け業務勘定に係る調達実績に限り、沖縄振興開発金融公庫にあっては沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第26条第1項に規定する政府からの資金の借入れ及び同法第27条第1項の規定により発行する沖縄振興開発金融公庫債券に係る調達実績に限る。）について、様式8により農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の報告を考慮して(1)の利率を定めるものとする。

第8 その他

公庫は、農業改良資金の貸付け（法第3条第1項第2号の規定に基づき農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対して公庫が貸し付ける当該農業改良資金の貸付けの業務に必要な資金の貸付けを含む。以下同じ。）の事業を行うため、法令、規則及びこの要綱を踏まえ、農業改良資金の貸付けに必要な定めを整備するものとする。

第9 納付金の納付手続等

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第6項の規定に基づく納付金の納付手続については、別記4に定めるところによる。

附 則（平成22年8月13日22経営第2387号）

この通知は、平成22年10月1日から施行する。

ただし、第7の2の(2)の規定に係る報告のうち、平成22年度第3四半期の末日から1週間以内の報告においては、当該規定にかかわらず、平成22年度第1四半期における資金の調達実績についても報告するものとする。

附 則（平成23年2月28日22経営第6343号）

この通知は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年11月21日23経営第1952号）

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則（平成24年8月30日24経営第1411号）

この通知は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3553号）

- 1 この通知は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前において、この通知による改正前の農業改良資金制度運用基本要綱第3の1の(1)の者が、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条第1項の認定（あらかじめ平成25年度以降の複数年度にわたって貸付けを受けることについての認定を含む。）を受け、かつ、現に貸付けを受けている場合における当該者については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫がこの通知による改正前の農業改良資金制度運用基本要綱第10の1の(1)に規定する東日本大震災特例貸付対象者に対して貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日25経営第3633号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日26経営第3289号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第2700号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28経営第3060号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際限に株式会社日本政策金融公庫が国と締結した利子補給契約については、なお、従前の例による。

附 則（令和2年3月30日元経営第3160号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書

〇〇(都道府)県知事 殿

住 所
氏 名 印

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴（都道府）県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

(別添)

農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書を添付する。

様式 2 削除

番 号
年 月 日

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

殿

〇〇(都道府)県知事 印

(貸付資格を認定する場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知する。

(貸付資格を認定しない場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、以下の理由から農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知する。

貸付資格を認定しない理由

(別添)

提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあっては、経営改善資金計画書に代えて様式 6 に添付された別添(様式 6 附属)の写しを添付する。

番 号
年 月 日

〇〇（都道府）県知事 殿

公庫又は融資機関の代表者 印

農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付について、 年 月 日付けで別添のとおり〇〇〇（申請者名）から農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付いたします。

(別添)

提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書を添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあつては、様式6を添付する。

番 号
年 月 日

公庫又は融資機関の代表者 殿

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付で〇〇〇（申請者名）から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。

（なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、令和 年 月 日現在 円であるので、申し添える。）

注：当該申請者に対して既に都道府県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高が存在する場合、括弧書き以下の文を追加してその金額を通知すること。

(別添)

申請者に交付した農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式 3）の写しを添付する。

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

〇〇（都道府）県知事 殿

住 所

氏 名

印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第4の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴（都道府）県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第4の1の(1)から(3)までに定める貸付対象者をいう。

（注2）関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手続において関係する公庫又は融資機関とする。

（別添）

認定農商工等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

（都道府）県知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添（様式 6 附属）

受 理 機 関	
---------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期（個人にあつては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区 分	具体的作物家畜名等
<input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入	例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～破土 (プラウ耕起) 破土・整地・施肥・は種 地・施肥・は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土・整地・施肥・は種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。

※区分欄において該当する選択肢に を記すこと。

※農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明確になるように記載すること。

3 計画期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 連携又は支援先の農業者等の氏名及び居住地

氏名	住所

5 農業改良資金の借入れにより設置する施設

(1) 連携又は支援先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

設置年度	施設等の規模・能力等	事業費	設置効果(作業の効率化等)
	m ² (台)	千円	
施設等の設置場所			
<input type="checkbox"/> 特例対象者の倉庫等に設置・保管, <input type="checkbox"/> 農業者の圃場に設置, <input type="checkbox"/> 農業者の倉庫等に設置・保管, <input type="checkbox"/> その他 ()			

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 施設等の設置場所については、該当する選択肢に を記すこと。なお、その他の場合には具体的に記入すること。
- (注5) 認定中小企業者又は促進事業者がそれぞれ連携又は支援先の農業者等に代わって当該施設を設置する場合は、施設の改良以外のものに限る。

(2) 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	m ² (台)	千円	

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 当該加工施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	m ² (台)	千円	

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 当該販売施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量 (トン)	調達量の割合 (%) B / A	備考
初年度 (R 年度)							
2 年目 (R 年度)							
3 年目 (R 年度)							
4 年目 (R 年度)							
5 年目 (R 年度)							
最終年度 (R 年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間				年 月 日 ~ 年 月 日			

- (注1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。
- (注2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。
- (注3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込まれること。
- (注4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。
- (注5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

様式 7

農業改良資金利子補給契約申込書

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第9条及び農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）第2条の規定に基づき、農業改良資金利子補給契約約款を承諾の上、令和 年度において当公庫が貸し付ける農業改良資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

記

- 1 政府の利子補給に係る農業改良資金の令和 年度における貸付予定額 円
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 令和 年度貸付けに係る同年度以降15年度間における支給予定額の総額 円
 - (2) 令和 年4月1日から翌年3月31日までの期間における貸付けに係る利子補給金の令和 年度における支給予定額の総額 円

様式 8

令和 年度第 四半期及び第 四半期における資金の調達実績報告書

番 年 月 日
号

農林水産大臣 殿

公庫の代表者 印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第7の2の(2)の規定に基づき、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間における貸付けに係る資金の調達実績について、下記のとおり報告します。

記

1 第 四半期

区 分	調達年月日	償還期限	据置期間	金 利	調 達 額	備 考
財政融資資金	年 月 日	年	年	%	百万円	

財投機関債						
平均金利・合計額	/					

2 第 四半期

区 分	調達年月日	償還期限	据置期間	金 利	調 達 額	備 考
財政融資資金	年 月 日	年	年	%	百万円	

財投機関債						
平均金利・合計額	/					

- 注1 ここで、財政融資資金とは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条により設置されるもので、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が政府から借り入れた資金をいう。
- 2 ここで、財投機関債とは、株式会社日本政策金融公庫が発行する社債及び沖縄振興開発金融公庫が沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第27条第1項の規定により発行する沖縄振興開発金融公庫債券をいう。
- 3 平均金利は、調達資金の区分ごとに調達額に金利を乗じて得た値を合算し、調達額の合計額で除して計算した加重平均値とし、小数点以下3位を四捨五入すること。

農業改良措置の判断基準（例）

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>1 農業の新部門等への進出</p>	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない</p> <p>〔 1 新部門導入に当たり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高 2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要 3 新たな取組への精神的な負担 〕</p>	<p>①以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目（品種を含む）区分へ進出する場合 〔 米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、きのこ、工芸作物、飼料作物、酪農、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜（露地・施設に区分される部門については、必要に応じて区分） 〕</p> <p>②作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p> <p>③作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減など経営の合理化に資するものを導入する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入による価格下落に悩む野菜農家 → 花きの施設栽培を導入 ・ 需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 → 畜産に転換 ・ トマトの露地栽培 → 施設水耕栽培 ・ 水稲慣行栽培 → 水稲直播による大規模栽培 ・ 野菜慣行栽培 → 低コスト機械化体系の導入 ・ 当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上等を図る場合 ・ 利用権の設定や受委託による農地等の利用集積を図る場合
<p>2 加工・流通部門への進出（起業）</p> <p>〔 主として自らの農業経営において生産した農畜産物の加工・流通をいう 〕</p>	<p>当該担い手の従来の技術、経営ノウハウ等では対応できない</p> <p>〔 1 新部門導入にあたり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高 2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要 3 系統等の既存の情報その他、独自でも市場動向、消費者ニーズの的確な把握が必要 4 新たな取組への精神的な負担 〕</p>	<p>①加工・流通に取り組んでいない者が、これを開始する場合</p> <p>②既に加工・流通に取り組んでいた者が、従来のノウハウでは対応できない新しい加工分野・流通方法等を開始する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転作大豆を用いた豆乳アイスクリーム作りを開始 ・ 地域内の消費者向けの直売の開始 ・ 酪農法人が、ナチュラルチーズ加工を開始 ・ インターネットを利用した直接販売の開始 ・ 農作業・加工体験等を組み合わせた消費者との交流を併せ行う取組 ・ ブドウのジャム加工 → ワイン製造開始 ・ カット野菜製造 → 野菜ジュース製造開始 ・ 搾っただけのジュース製造 → 濁りや変色のないジュースの製造開始

農業改良措置の判断基準（例）：農商工連携による場合

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>1 農業経営に必要な施設の設置</p> <p>〔連携先の農業者等が、認定中小企業者のニーズに適合した新品種の作物を提供するため、これに対応する新規農畜産物を生産することをいう。〕</p>	<p>新品種の作物を導入する連携先の農業者等にかかる諸般の負担の軽減</p> <p>〔連携先の農業者等の農業経営に必要な施設を連携先の農業者等に代わって認定中小企業者が取得して提供することにより、連携先の農業者等は機械を所有することなく必要な機械作業が可能となり、過剰投資や施設の遊休化による農業経営負担の軽減及び農業生産力の増強が図られるため。〕</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置】 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与</p> <p>【農業改良措置】 認定中小企業者からの高性能機械等の貸与により、労働時間を軽減するとともに、新商品向けの農畜産物の生産を実現。 （新品種の導入、農作業の効率化）</p> <p>【連携先の農業者等のメリット】 ○従来から取組を考えていたが、諸般の負担から二の足を踏んでいた新規農畜産物の導入を実現 ○新規農畜産物の導入による所得の増加 ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引</p> <p>【認定中小企業者のメリット】 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与することにより、国産農畜産物の量的・安定的確保が可能になり、高品質な加工品を安定的に製造し、広域販売を実現。</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培 ・ 需要緩和による価格下落 →米粉への加工適性に優れた水稻品種の栽培 <p>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごぼう収穫（手作業） →ごぼう収穫機 ・ 軟弱野菜調整（手作業） →軟弱野菜調整機

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>2 中小企業者の使用する加工施設又は販売施設の改良、造成又は取得</p> <p>〔認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産する農畜産物又はその加工品を加工・流通・販売することをいう。〕</p>	<p>従来作物を増産する連携先の農業者等に掛かる諸般の負担の軽減</p> <p>〔加工施設等を設置する認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産した農畜産物又はその加工品を相当程度使用すること又は相当程度販売することにより、連携先の農業者等の経営安定が図られるため。〕</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置】 コロッケ、豆腐を生産・販売するために、新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うとともに、自らが加工製造施設や製造機器を設置して、連携先の農業者等から、生産するじゃがいもや新たな大豆を大口・高価で安定的に購入する。</p> <p>【農業改良措置】 認定中小企業者に対してじゃがいもと豆腐用の大豆を規模拡大して提供する場合において、生産量の拡大により作業の効率化がなされるとともに、確実な売り先の確保により農業経営の安定を実現。 （作業の効率化）</p> <p>【連携先の農業者等のメリット】 ○従来から取組みを行ってきた農畜産物を規模拡大することにより、農作業の省力化が実現 ○新規作物の導入による所得の増加 ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引</p> <p>【認定中小企業者のメリット】 ○連携先の農業者等の生産物を原料とする新商品の開発、販路拡大 ○連携先の農業者等が生産する農畜産物を加工・販売するため自らが加工製造施設や製造機器を設置 ○連携先の農業者等が生産する農畜産物を大口・高価で安定的に購入</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、じゃがいも栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培（増産） <p>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゃがいも貯蔵、加工施設 ・豆腐製造機 ・コロッケ製造機械

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりとする。

1 貸付けの対象となる農業者

貸付けの対象となる農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入について意欲と能力を有する者であって、当該地域の中核的な農業者であるか、又はそのような者となることが見込まれる者とする。

2 持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入は、環境と調和のとれた農業生産の確保を目的とし、次に掲げる事項に該当するものでなければならない。

(1) ほ場及び作物に対して化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又は化学的に合成された農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等を含めた散布回数の合計をいう。）若しくは化学的に合成された肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている農薬の使用回数若しくは使用量に比べ減少させる農業であること。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める技術を用いるものであり、かつ、当該技術による化学的に合成された農薬又は肥料の使用を減少させる効果を十分発揮させるものであること。

3 貸付けの対象となる施設、機械及び資材

貸付けの対象となる施設、機械及び資材は、持続性の高い農業生産方式の導入に必要なものであって、農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要なものに限るものとする。

4 生産方式の内容

導入を図る生産方式は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 生産方式の改善を図るため、作目、技術、生産要素を該当農業者の経営改善にとって最も効果的となるように組み合わせたものであること。

(2) 生産方式の改善は、能率的な技術又は合理的に組み合わせた一連の技術によって行われるものであること。

この場合の「技術の合理的な組み合わせ」の判断に当たっては、資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者が既に保有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組み合わせを総合的に判断しなければならない。

(3) 当該地域における農作物の生産方式の改善を著しく寄与するものであって、当該地域への普及が期待できるものであること。

別記 3

農業改良資金利子補給契約約款

(利子補給金の支給)

第1条 政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が貸し付けた農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第2条の農業改良資金（法に定めるところにより貸し付けられたものに限る。）につき、この約款の定めるところにより、日本公庫に対し、利子補給金を支給するものとする。

(利子補給金の支給の年限)

第2条 政府が利子補給金を支給する年限は、当該利子補給金の支給に係る農業改良資金の貸付けをした年度以降15年度とする。

(利子補給金の支給に係る期間)

第3条 利子補給金は、毎年4月1日から同年9月30日までの期間（以下「上期」という。）に係るもの及び同年10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係るものに分けて、支給するものとする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る農業改良資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、告示により農林水産大臣が定める利率により計算した額の合計額とする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 日本公庫は、利子補給金の交付を受けようとするときは、次項に定める期間内に別記3様式1により利子補給金交付申請書（兼支払請求書）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 当該利子補給金交付申請書の提出は、上期に係るものについては同年9月1日から同年9月10日までの期間に、下期に係るものについては翌年3月1日から翌年3月10日までの期間に行うものとする。ただし、当該申請書の作成に当たっては、見込額とすることを妨げない。

3 農林水産大臣は前項に規定する申請書の提出時期以外であっても、農業改良資金の貸付けの円滑な実施を図る上で必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、日本公庫に利子補給金交付申請書（兼支払請求書）を提出させることができるものとする。

(利子補給金の支払)

第6条 農林水産大臣は、前条第1項による支払請求書の提出があったときは、調査のため日時を要する場合を除き、適当と認めるときは当該支払請求書の提出の日の属する月の末日までに、利子補給金を支払うものとする。

(貸付実行報告)

第7条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る農業改良資金の貸付けを行ったときは、上期及び下期の末日から1カ月以内に、別記3様式2による貸付実行報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

2 日本公庫は、前項の規定により報告した貸付けの条件等の事項に変更があったときは、上期に変更があったものについては同年11月15日までに、下期に変更があったものについては翌年5月15日までに、それぞれ別記3様式3による貸付条件等変更報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

(回収状況報告)

第8条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る農業改良資金の回収状況に関し、上期に回収したものについては同年11月15日までに、下期に回収したものについては翌年5月15日までに、それぞれ別記3様式4による回収状況報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第9条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る各事業年度の融資事業が完了したときは、別記3様式5による事業完了報告書により、その実績を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告は、当該事業の完了後遅滞なく行わなければならない。

(実績報告)

第10条 日本公庫は、第5条の利子補給金の交付に係る一会計年度の実績を、別記3様式6による会計年度実績報告書により、翌年度の5月末日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

(利子補給金額の確定等)

第11条 農林水産大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の審査を行い、当該利子補給金の額を確定し、日本公庫に通知する。

2 農林水産大臣は、日本公庫に交付すべき利子補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超える部分の利子補給金の返還を命ずるものとする。

別記3様式1

令和 年度（上期・下期）農業改良資金利子補給金交付申請書（兼支払請求書）
（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

農業改良資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの支給期間に係る農業改良資金の利子補給金 円の交付を申請する。
なお、併せて利子補給金 円の支払を請求する。

記

- 1 令和 年度 期農業改良資金利子補給金 円
- 2 農業改良資金利子補給金計算書
別紙のとおり

(別紙)〔別記3様式1附属〕

農業改良資金利子補給金計算書 (支給期間・令和 年 月 日～ 年 月 日)

貸付年度	(A)期首貸付残高	(B)期末貸付残高	(C)貸付平均残高	(D)利子補給率	(E)国の利子補給額(C×D)	(F)既に支払を受けた利子補給額	備 考
	円	円	円	年%	円	円	
総 計							

- (注) 1 「A」欄には、4月1日から9月30日までの期間に係るものについては4月1日、10月1日から3月31日までの期間に係るものについては10月1日現在における貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
- 2 「B」欄には、4月1日から9月30日までの期間に係るものについては9月30日、10月1日から3月31日までの期間に係るものについては3月31日現在における貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
- 3 「C」欄の貸付平均残高は、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の合計額の総和(積数という。)を年間の日数で除して得た額 $\frac{\text{積 数}}{365}$ を記入すること。

2 利子補給金見込額

年 度		第1四半期 融資分に係る 利子補給金	第2四半期 融資分に係る 利子補給金	第3四半期 融資分に係る 利子補給金	第4四半期 融資分に係る 利子補給金	年度合計
		円	円	円	円	円
令和	年度	当該年度				
令和	年度	2年度目				
令和	年度	3年度目				
令和	年度	4年度目				
令和	年度	5年度目				
令和	年度	6年度目				
令和	年度	7年度目				
令和	年度	8年度目				
令和	年度	9年度目				
令和	年度	10年度目				
令和	年度	11年度目				
令和	年度	12年度目				
令和	年度	13年度目				
令和	年度	14年度目				
令和	年度	15年度目				
合 計						

注：本報告書作成の基礎となる個々の借受者データを、参考様式1を参考に作成し、必要に応じて提出すること。

(参考様式1)

令和 年度 期貸付実行報告明細書

整理番号	都道府県名	貸付先		貸付対象者の区分	借受形態区分	保証形態区分	貸付年月日	事業費	貸付金額	貸付条件		償還特例の種類	償還方法の区分	農業改良措置の種類	資金使途区分	作物区分	補助融資の有無
		市町村名	名称							据置期間	償還期限						
								千円	千円	年 月	年 月						

- (注) 1 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。
2 「貸付対象者の種別」、「借受形態区分」、「保証形態区分」、「償還特例の種類」、「償還方法の区分」、「農業改良措置の種類」、「資金使途区分」、「作物区分」の各欄の記入内訳については別途指示する。

農業改良資金貸付条件等変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

農業改良資金の貸付条件等に変更があったので、農業改良資金利子補給契約約款第7条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

記

貸付年度	整理番号	貸付先名称	貸付金額	変更年月日	据置期間	償還期限	利子補給金見込額	変更の概要

注1 「据置期間」、「償還期限」、「利子補給金見込額」に変更があった場合には、変更後の内容を上段に括弧書きすること。

2 本表作成の基礎となる（別紙）「貸付条件等変更個別明細書」を別途作成し、必要に応じて提出すること。

(別紙)〔別記3様式3附属〕

貸付条件等変更個別明細書

- 1 貸付先の名称
- 2 整理番号
- 3 変更する項目
- 4 変更の内容

変更前

変更後

- 5 変更の理由
- 6 変更年月日
- 7 その他参考事項

(注) 事業費については著しく変更した場合に限る。

別記3様式5

農業改良資金事業完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

年度に実施した利子補給金の支給に係る農業改良資金の融資事業が完了したので、
農業改良資金利子補給契約約款第9条の規定により別紙のとおり報告する。

(別 紙)〔別記3様式5附属〕

年度に融資した利子補給金の支給に係る農業改良資金の年度別事業実績

年次	事業年度 (会計年度)	(A) 期末貸付 件数 (件)	(B) 期末貸付 残高 (円)	(C) 貸付平均 残高 (円)	(D) 利子補給 率 (年%)	(E) 利子補給 額 (円)	(F) 利子補給 限度額 (円)	(G) 償還額 (円)	(H) 貸倒償 却額 (円)	うち直接 償却額 (円)	うち部分 直接償却 額 (円)
1	年度										
2	年度										
3	年度										
4	年度										
5	年度										
6	年度										
7	年度										
8	年度										
9	年度										
10	年度										
11	年度										
12	年度										
13	年度										
14	年度										
15	年度										
総計											

- (注) 1 「B」欄には、3月31日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
 2 「C」欄には、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の合計額の総和(積数という。)を年間の日数で除して得た額 $\frac{\text{積数}}{365}$ を記入すること。
 3 「F」欄には、融資を実施した年度に係る農業改良資金利子補給契約書に記載された15箇年度間を通ずる利子補給金の限度額を記入すること。

別記3様式6

令和 年度農業改良資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

令和 年度に係る農業改良資金の融資事業が終了したので、農業改良資金利子補給契約約款第10条の規定により、別紙のとおり報告する。

(別紙) [別記3様式6附属]

令和 年度農業改良資金に係る利子補給実績計算書 (期間 令和 年4月1日～令和 年3月31日)

貸付年度	(A)期首貸付残高 (円)	(B)期末貸付残高 (円)	(C)貸付平均残高 (円)	(D)利子 補給率 (年%)	(E)国の利子補 給額(C×D) (円)	(F)上期に支払 を受けた利子 補給額 (円)	(G)下期に支払 を受けた利子 補給額 (円)	(H)返還額 (F)+(G)-(E) (円)	備考
合 計									

- (注) 1 「A」欄には、4月1日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
2 「B」欄には、3月31日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
3 「C」欄には、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の合計額の総和(積数という。)を年間の日数で除して得た額 $\frac{\text{積数}}{365}$ を記入すること。

別記 4

平成22年法改正に伴う貸付事業の終了に係る政府への納付金の納付手続等

第 1 貸付事業の終了に係る報告

- (1) 都道府県は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第2条第6項の規定による政府への納付金を納付するに際し、平成23年6月30日までに、貸付事業終了報告書（別記4様式1）正副2部を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 都道府県は、(1)の報告書を提出するに際し、地方農政局長から(1)の額を確認するのに必要な書類の提出を求められたときは、その指示に従わなければならない。

第 2 貸付事業の終了後に支払を受けた貸付金の償還金に係る報告

都道府県は、貸付事業の終了の日後において、支払を受けた貸付金の償還金額等については、その支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の6月30日までに、令和〇〇年度農業改良資金償還金受領額報告書（別記4様式2）正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第 3 事業終了に伴う政府への納付金の額

改正法附則第2条第6項の規定による政府への納付金の額は、次により算出される額とする。

- (1) ①都道府県の貸付終了時（新規貸付けの終了時）における貸付金未貸付額及び②その後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額から、
- (2) ③償還すべき政府貸付金の額（改正法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律102号。以下「旧法」という。）第14条第2項）及び④政府貸付金の償還に伴い一般会計に繰り戻すことができる額（旧法第15条）を

控除して得た額の一部（違約金を控除した額）に、次の算式により求められた割合（国からの補助割合）を乗じて得た額が算出される納付額である。

補助金残高（昭和59年度までの国からの補助金－自主納付額）

補助金残高＋一般会計からの繰入金残高

（注）自主納付額とは、旧法第16条第2項に基づく納付金の額をいう。

参考：国からの補助割合に係る詳解

① 昭和59年度までの国からの補助金の額（自主納付分を除く。）

② 都道府県が一般会計から特別会計に繰り入れた額（ア～ウを除く。）

ア 既に政府貸付金の返還に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額（旧法第15条）

イ 既に政府補助金の自主納付に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額（旧法第16条第3項）

ウ これから政府貸付金の返還に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れる額（旧法第15条）

①及び②の合計額に対する①の割合

2 違約金の取扱い

政府への納付金の額を求めるに際し、未貸付額には、旧法第11条に基づく違約金を含めないこととする。

第 4 納付金の納付期限

政府への納付金は、以下の定める期限までに納付しなければならない。

- (1) 事業終了時の未貸付額に係る納付金については、平成24年8月31日までに政府に納付しなければならない。
- (2) 事業の終了後に支払を受けた貸付金の償還金に係る政府への納付金については、その支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の8月31日までに納付しなければならない。

第 5 納付金の納付通知

都道府県は、納付金を納付するに際し、納付すべき額等について、第4に定める期限の1か月前までに別記4様式3により地方農政局長に通知することとする。

第6 事業終了前の納付金の納付

- (1) 都道府県は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年政令第127号。以下「整備政令」という。）第12条第3項に基づき、改正法の施行の日（平成22年10月1日）から改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を終了する日までに、貸付金の未貸付額の一部を政府に納付する場合は、別記4様式4により地方農政局長に通知することとする。
- (2) 都道府県が(1)により政府に納付金を納付したときは、整備政令第12条第4項の規定により旧法第16条第3項の規定の例により、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。この場合における「算定される額」とは、次の算式による額とする。

$$\begin{array}{l} \text{改正法施行後事業終} \\ \text{了前までに納付され} \\ \text{る当該納付金の額} \end{array} \times \frac{\text{県費率 (1 - N)}}{\text{国費率 (N)}} \quad N = \frac{A + B}{A + B + C}$$

Aは、昭和59年度までの国からの補助金の合計額－平成22年9月30日までの自主納付金の合計額

Bは、平成22年9月30日までの政府貸付金の合計額－平成22年9月30日までの政府への償還金の合計額

Cは、平成22年9月30日までの一般会計から特別会計への繰入金総額－平成22年9月30日までに一般会計へ繰り戻した額の総額

第7 延滞金

都道府県は、政府への納付金の納付に関し、第4に規定する納付期限までに完納しなかったときは、当該期限の翌日からその完納の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.75%の割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない。

第8 償還終了の報告

都道府県は、農業改良資金の貸付事業の終了後において、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したときは、2カ月以内に農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書（別記4様式5）正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

別記4様式1（別記4第1の(1)関係）

貸付事業終了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて
〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 氏 名 印

このことについて、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別添 1 (別記 4 様式 1 附属)

貸付事業終了時の特別会計の状況

1 貸付事業終了時の貸付勘定の貸借対照表

勘定名称	資 産 の 部		資 本 ・ 負 債 の 部		備 考
	区 分	金 額 (円)	区 分	金 額 (円)	
貸付事業に関する貸付勘定	貸 付 金	a	県 (都道府) 費繰入残高	c	
	現 金 ・ 預 金	b	国 庫 補 助 金 残 高	d	
	そ の 他		国 庫 借 入 金	e	
			繰 入 運 用 益 累 計 額	f	
			繰 入 違 約 金 累 計 額	g	
			業務勘定由来の都道府県費繰入額	h	
			そ の 他	i	
			(不 納 欠 損 処 理 額)	j△	
	合 計		合 計		

※ 不納欠損処理を行い資産の部における貸付金の額を減額したものの、資本・負債の部の項目における減額を行っていない場合には、当該金額を資本・負債の部にマイナス額で記載すること。

※ 繰入違約金累計額等について、当該金額の根拠となる資料を必要に応じ提出すること。

2 貸付事業終了時における業務勘定の貸借対照表

勘定名称	資 産 の 部		資 本 ・ 負 債 の 部		備 考
	区 分	金 額 (円)	区 分	金 額 (円)	
業 務 勘 定	現 金 ・ 預 金		県 (都道府) 費繰入額		
	そ の 他		運 用 益 残 高	k	
			違 約 金 収 入 残 高		
			そ の 他		
	合 計		合 計		

3 納付金額算定に当たっての基礎データ一覧表

① 貸付事業を終了した年月日		年 月 日
② 貸付事業終了時における未貸付額	$b + k - g$	円
③ 貸付事業終了時における貸付残高	a	円
④ 貸付事業終了時における政府貸付金残高	e	円
⑤ 政府貸付金残高に対応する都道府県費負担額		円
⑥ 昭和59年度までの国からの補助金額		円
⑦ 事業終了時までの自主納付額の累計額		円
⑧ 別記4の第6の(1)による納付金の額		円
⑨ 別記4の第6の(2)により一般会計に繰り入れられた額		円
⑩ 一般会計からの繰入金残高	$c + h + ⑨$	円
⑪ 補助金残高 (⑥－⑦)		円
⑫ 国からの補助金割合 $⑪ / (⑪ + ⑩ - ⑤)$		
⑬ 貸付事業終了時の未貸付額に係る納付金額 $(② - ④ - ⑤) \times ⑫$		円
⑭ 貸付事業終了後に支払われる償還金に伴う納付金見込総額 $③ \times ⑫$		円

- ※ 1 ⑫の国からの補助金割合について、割り切れない場合には分数で記入すること。
 2 算定式は、都道府県の実情により修正が必要な場合がある。
 3 上記表の記入欄の金額に一円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」により計算すること。

別添2 (別記4様式1附属)

平成 年度における貸付事業終了時までの事業実績報告書

1 平成 年度貸付事業終了時までの農業改良資金政府貸付金借入実績

区 分		計 画	実 績		備 考	
				うち政府 貸付金に 係るもの		
政 府 貸 付 金 借 入 額 a		円		円		
他 の 資 金 供 給 額	前 年 度 繰 越 額 b					
	事業終了までの農業者等からの償還額 c					
	うち融資機関からの償還額					
	県 費 繰 入 額 d					
	事業終了までの運用益の額 e					
政 府 へ の 償 還 額 等	事業終了までの政府への償還額 f					
	政 府 へ の 自 主 納 付 額 g					
	一 般 会 計 へ の 繰 戻 額 h					
	内 訳	政府への償還に伴うもの				
		政府への自主納付に伴うもの				
貸付財源 $i = (a+b+c+d+e) - (f+g+h)$						
貸 付 額 j					実施率 % 貸付件数 件	
〔 うち融資機関から 〕		〔 〕	〔 〕		〔 実施率 % 貸付件数 件 〕	
残 余 資 金 $k = i - j$						

2 平成 年度事業終了までの農業改良資金政府貸付金借入残高

	年度初借入残高	終了までの借入額	終了までの償還額	終了時の借入残高
××○年度	円	円	円	円
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
〃 〇 〃				
計				

(注) ××には元号を記入すること。

3 資金貸付実績

貸付 計画額 (A)	貸付実績				備考	
	貸付 件数	事業費	貸付 金額 (B)	実施率 (B)/(A)	うち政府 貸付金に 係るもの	
千円	件	千円	千円	%		

4 貸付残高実績

区 分		金 額	うち融資機関分	備 考
年度 初貸 付残 高	約 定 額	円	円	
	延 滞 額			A
	計			
	計のうち支払猶予額			
当 期 貸 付 額				
当 期 償 還 額	約 定 償 還			
	延 滞 分 の 償 還			B
	一 時 償 還			
	繰 上 償 還			
	計			
当期不納欠損処理額				C
事 業 終 了 時 貸 付 残 高	約 定 額			
	延 滞 額			A + (本年度延滞発生額 (本欄に記入)) - B - C
	計			
	計のうち支払猶予額			
当 期 償 還 件 数				

- (注)
- 1 当期とは、年度初めから農業改良資金の貸付事業を終了した日までの期間である
 - 2 本表は、農業者等に貸付けた農業改良資金について記入する。
 - 3 年度初め及び事業終了時の貸付残高中の延滞額は、それぞれの時点において約定償還日を経過しているものの総額である。
 - 4 年度初め及び事業終了時の貸付残高中の支払猶予額とは、旧法第10条の規定により支払猶予を行い、それぞれの時点において支払猶予期間のものの総額をいい、年度初め及び事業終了時の貸付残高約定額の内数である。

5 農業者等貸付金に係る違約金実績

区 分	延滞違約金		不当違約金	
	件数	金額	件数	金額
農業者等	件	円	件	円
融資機関				
計				

(注) 不当違約金とは、農業改良資金の貸付けを受けた者（融資機関を含む。）が、故意に貸付目的以外の目的に貸付金を使用したこと、貸付金を長期にわたり使用しないこと、都道府県に虚偽の申出等を行ったこと、都道府県貸付規程等に記載する義務の履行を怠ったことにより、一時償還請求を受けて違約金を支払ったものをいう。

6 農業改良資金に係る運用益の繰入状況

運用方法	運用利率	運用期間	預託金額	運用益	特別会計への繰入額	備考
	%	月日～月日	円	円	円	
合 計						

7. 収支決算関係

収支決算関係（旧法第12条に基づく特別会計に関するもの）

勘定 名称	収入の部			支出の部			備 考
	区 分	予 算 額	決 算 額	区 分	予 算 額	決 算 額	
貸付事業に 関する 貸付勘定	国庫借入金	円	円	農業者等貸付金	円	円	
	県（都道府）費			政府償還金			
	貸付金償還金			自主納付金			
	業務勘定からの繰入額 （又は運用益金）			別記4の第6の(1)による納 付金の額			
	前年度繰越金			一般会計繰戻金			
				残余資金			
	合計			合計			

勘定 名称	収入の部			支出の部			備 考
	区 分	予 算 額	決 算 額	区 分	予 算 額	決 算 額	
業務 勘定	県（都道府）費	円	円	取扱事務費	円	円	預託金利子のうち 貸付勘定分 円
	預託金利子			諸支出金			
	違約金			貸付勘定繰出金			
	雑収入			一般会計繰出金			
	前年度繰越金			予備費			
				残余金			
	合計			合計			

※その他決算収支を明らかにする関係資料を添付すること。

別記4様式2（別記4第2関係）

令和 年度農業改良資金償還金受領額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 宛

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 氏 名 印

このことについて、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、令和 年度における農業改良資金に係る償還金は 円です。

（注）表題及び文中の年度は、都道府県が支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度を記入する（報告書の提出年度ではない。）。

別添（別記4様式2附属）

1 貸付残高及び償還実績

区 分		件数及び金額		備 考			
		うち融資機関分					
年度初貸付残高	約 定 額	件	円	件	円		
		延 滞 額					A
		計					
		計のうち支払猶予額					
本年度償還額	約 定 償 還						
	延 滞 分 の 償 還					B	
	一 時 償 還						
	繰 上 償 還						
	計						
本年度不納欠損処理額						C	
年度末貸付残高	約 定 額						
	延 滞 額					A + (本年度延滞発生額 (本欄に記入)) - B - C	
	計						
	計のうち支払猶予額						

- (注)
- 1 本表は、農業改良資金の貸付事業の終了後に支払を受けた貸付金等の償還金及び農業者等における農業改良資金の貸付残高について記入する。
 - 2 年度初及び年度末貸付残高中の延滞額は、それぞれの時点において約定償還日を経過しているものの総額である。
 - 3 年度初及び年度末貸付残高中の支払猶予額とは、旧法第10条の規定により支払猶予を行い、それぞれの時点において支払猶予期間のものの総額をいい、年度始め及び年度末の貸付残高約定額の内数である。
 - 4 平成23年度の報告に当たっては、年度初貸付残高は農業改良資金の貸付事業を終了した日における貸付残高を、本年度償還額は貸付事業を終了した日から年度末までに受け取った償還金の額を、本年度不納欠損処理額は、貸付事業を終了した日から年度末までの不納欠損処理額を記入すること。

2 年度別償還予定額等

		約定額 (円)	延滞額 (円)	合計 (円)
年度末貸付残高				
(内訳)	次年度以降の年度別償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
	令和 年度償還予定額			
		随時償還 (延滞額)		
	その他 (延滞額)			

(注1) 延滞額について、①毎年度の償還予定額に組み込んでいる場合は「令和 年度償還予定額」欄に記載し、②毎年度の償還予定額に組み込んでいない場合は「随時償還(延滞額)」欄に記入する。また、回収見込がない、徴収を停止している等の場合は「その他(延滞額)」欄に記入し、合計額欄にその旨を記載する。

(注2) 「令和 年度償還予定額」欄は、必要に応じて行を追加して記載する。

別記4様式3（別記4第5関係）

令和 年度農業改良資金納付金の通知について

番 年 月 号 日

地方農政局長 宛

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 印

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第6項に規定する納付金を、下記のとおり納付するので、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定に基づき通知します。

記

1 納付金額 円

内 訳(記載例)

①令和 年度に支払を受けた貸付金の償還金に係る納付金 円
〔計算式〕 ア × イ = 円

ア 令和 年度に支払いを受けた償還金の額 円

イ 国からの補助割合 $I / (I + (II - III))$ 〇〇, 〇〇〇/△△, △△△

I 補助金残高 (i - ii) 円

i 昭和59年度までの国からの補助金額 円

ii 自主納付累計額 円

II 一般会計からの繰入金残高 (iii及びivを除いた額) 円

iii 既に政府貸付金の償還に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額 (旧法第15条)

iv 既に政府補助金の自主納付に伴い、都道府県の一般会計に繰り入れた額 (旧法第16条第3項)

III エの政府貸付金の償還に伴い都道府県の一般会計に繰入可能な額 円

②事業終了時の未貸付額に係る納付金 円

〔計算式〕 (ウ - エ - III) × イ = 円

ウ 事業終了時の未貸付額 (違約金の額を除く) 円

エ 事業終了時の政府貸付金残高 円

※1 内訳については、記載例を参考に納付金額の算定根拠が明確になるよう記載すること。

2 金額に一円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」により計算すること。

2 納付時期 令和 年 月 日ごろ

(注) 表題の年度は、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に対して納付金を納付する年度を記入する。

別記4様式4（別記4第6関係）

農業改良資金貸付金の未貸付額の一部の納付について

番 年 月 号 日

地方農政局長 あて
〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第6の(1)の規定に基づき、貸付金の未貸付額の一部を下記のとおり納付します。

記

- 1 納付金額 円
- 2 納付時期 年 月 日以降

別記4様式5（別記4第8関係）

農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書について

番 年 月 日 号

地方農政局長 宛
北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総
合事務局長

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金について、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したので、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 貸付金等の償還がすべて終了した年月日 令和 年 月 日
- 2 事業終了時における貸付金残高 円
- 3 終了後において支払を受けた貸付金の償還金の額 円
うち国へ納付された額 円

内 訳

①	年度	円（うち国へ納付された額	円）
②	年度	円（うち国へ納付された額	円）
③	年度	円（うち国へ納付された額	円）
④	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑤	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑥	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑦	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑧	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑨	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑩	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑪	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑫	年度	円（うち国へ納付された額	円）
⑬	年度	円（うち国への納付予定額	円）
	合計	円（うち国へ納付された額	円）

※ 合計は最終年度の予定額を含めた額を記載すること

- 4 その他（2と3の額に差が生じた場合、その理由及び処理概要）